

事例検討会（民事訴訟法）問題

2026/04/21（鶴田）

（解答時間の目安：75分）

問 以下は、法科大学院教員甲と法科大学院生乙との会話である。甲と乙は次の【設例】について検討している。以下の文章を読んで、〔課題1〕と〔課題2〕に答えなさい。なお、配点の割合は、1:2である。

【設例】

令和7年9月9日に、Xは、Yを被告として、Xへの貸金300万円の返還を求める訴え（以下「本件訴え」と呼ぶ。）を提起した。令和7年12月1日に開かれた第1回口頭弁論期日において、Xは訴状の通り、YはXに300万円を返還することを命じる判決を求める申立てをし、これに対して、Yは答弁書の通り、Xの請求を棄却する旨の判決を求める申立てをした。そこで、Xは、XとYは、令和6年8月2日に、Yに300万円を貸し付け令和7年4月28日にそれを返す旨の合意をし、YはXから300万円を受け取ったが、Yが合意していた期限になっても300万円を返さない、と主張した。これに対して、Yは消費貸借契約締結の事実と、300万円の受取りの事実を認めたが、300万円は令和7年4月28日に既に弁済していると主張した。これに対して、Xはそのような金銭をYから受け取っていないとして、Yの主張を否認した。

甲「【設例】において、Xは、本件訴えを何時でも取り下げることができますか？」

乙「はい。民事訴訟法261条1項により原告は何時でも訴えを取り下げることができます。ただし、同条2項により、「相手方が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論をした後」では、相手方の同意がない限り取下げをすることはできません。」

甲「よくできました。では、【設例】の後、次のようなことがあったとします。

XとYが第1回口頭弁論終了後の令和7年12月26日に、裁判外で、『本件訴えに係る紛争の解決金として、YはXに対して200万円を支払う。この他には、本件訴えに係る紛争に関する債権債務は存在しないことを確認する。Xは、第2回口頭弁論期日である令和8年1月23日までに、本件訴えを取り下げる。』との和解をしました。しかし、このような合意があるにもかかわらず、Xが訴えを取り下げることなく、第2回口頭弁論期日が開かれました。

この場合、Yは第2回口頭弁論期日においてどのような陳述をすることが考えられますか。」

乙「はい。XとYは、『Xが本件訴えを取り下げる』ことについての裁判外の合意があるのですから、その合意に基づいて、Yは、Xの本件訴えは取り下げられたため既に訴訟は終

了している、と主張すると思います。」

甲「なるほど。たしかに、そのように考える学説は多いのですが、この場合、なぜ裁判外での本件訴え取下げの合意により、訴えの取下げという訴訟上の効果が直ちに発生するのでしょうか。」

そこで、伝統的な学説や判例は、訴えの取下げの合意の性質について、学説の多数説と異なる立場を採っていたと思います。その立場がどのようなもので、その立場が採られる理由を知っていますか？

また、伝統的な学説や判例によれば、上記の事例において、裁判所が訴え取下げ合意の存在を確認した場合には、裁判所は、どのような措置をとるべきでしょうか？」

乙「うーん。最高裁の判例の結論はなんとなく覚えていますが、その帰結が導かれる理由についてまではよく覚えていないですね。。。」

甲「これまでのやりとりを踏まえて、自分の頭で考えて述べてみてください。」

〔課題1〕 あなたが法科大学院生乙である場合、甲教員の質問に対して、どのように答えるべきかについて検討しなさい。

甲「続いて、では、【設例】の後、今度は、次のようなことがあったとします。

令和8年1月23日に開かれた第2回口頭弁論期日の後の和解期日において、XとYは、『本件訴えに係る紛争の解決金として、YはXに対して200万円を支払う。この他には、本件訴えに係る紛争に関する債権債務は存在しないことを確認する。』との内容の訴訟上の和解をし、この内容につき電子調書が作成され、これがファイルに記録され、本件訴訟は終結しました。

しかし、令和8年5月3日にYは死亡し、その唯一の相続人(子)であるZが、令和8年1月23日に成立した訴訟上の和解はYの錯誤に基づくものであり取り消したいと考えるに至りました。この場合、Zは、XY間で成立した訴訟上の和解の無効を主張できるでしょうか？」

乙「難しい問題ですね。この問題を考える上では、まず、XY間で成立した訴訟上の和解の効力がZにも及ぶのかが検討されなければなりませんね。」

甲「そうです。しかも、この問題を検討するための前提として、訴訟上の和解の意義とその法的性質を明確にする必要がありますね。」

乙「分かりました。」

甲「さらに、XY間の訴訟上の和解の効力がZにも及ぶとすれば、Zはその無効をどのような方法で主張できるかどうか検討しなければなりません。」

乙「ZがXY間の訴訟上の和解の効力を否定するメリットはどこにあるのでしょうか。」

甲「たとえば、ZはXY間の訴訟上の和解を無効にして、XY間に係属した本件訴訟の続きを行いたい場合もあるでしょうし、XY間の訴訟上の和解が無効であることが確認でき

れば足りる場合もあるでしょう。さらにいえば、XがZに対して、本件の和解調書を債務名義として強制執行を行うのを阻止することにZの主眼があるかもしれません。」

乙「なるほど。Zが取り得る方法は、その目的に応じて複数存在するということですね。」

甲「その通りです。ZがXY間の訴訟上の和解の無効を主張する目的を明示した上で、その目的を達する上で適切な方法を指摘し、その方法がなぜ適法であるかについて検討してください。また、Zは、XY間において係属していた訴訟の当事者ではないということも踏まえて検討してください。

なお、ここでは、民事執行法の問題である請求異議の訴えによる方法について言及する必要はありませんし、XY間の訴訟上の和解にYの錯誤が認められるかという民法上の問題についても検討する必要はありません。」

乙「検討することが多そうですが、頑張って検討してみます。」

〔課題2〕 あなたが法科大学院生乙である場合、甲教員の質問に対して、どのように答えるべきかについて検討しなさい。

以上